

派遣事業等指導業務について  
《事務・事業説明資料》

# 派遣事業等指導業務概要

## 《基礎データ》

	常勤職員(非常勤)		予算額(うち人件費) ※人件費には、職員及び非常勤を含む。	
	22年度	21年度	22年度	21年度
本省	16人	16人	2.6億円 (1.8億円)	4.1億円 (1.7億円)
労働局	446人 (77人)	419人 (155人)	41.4億円 (40.5億円)	40.5億円 (39.2億円)

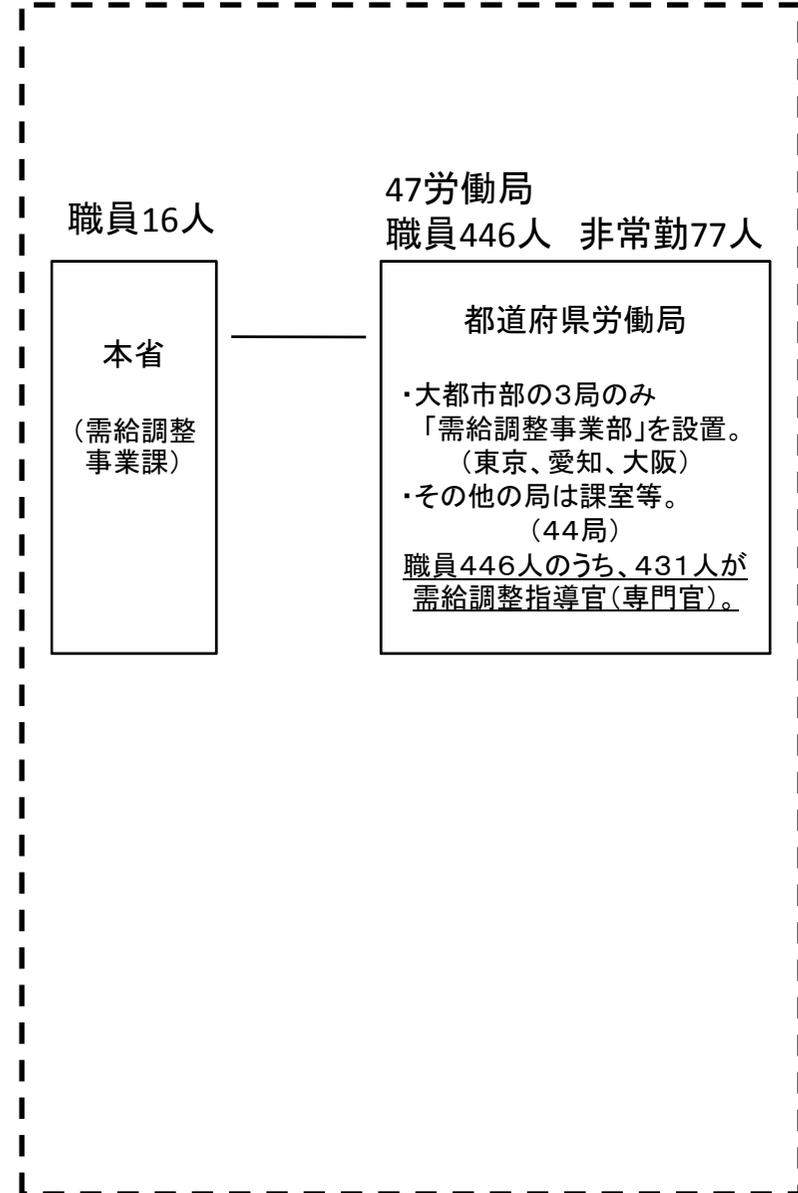
## 《主な事務・事業》

事務・事業	人員	予算
指導監督業務事業費	462(注1)人	41.4億円
周知啓発業務事業費 (セミナー、説明会の開催)	77人	2.6億円
情報提供業務事業費	—	0.2億円

(注1) 職員は、指導監督・周知啓発業務の全てを担当している。

(注2) 上記予算額のほか、派遣先事業主に対する助成金 48億円がある。

## 《組織図》



# 労働者派遣事業等指導監督業務について

## 労働者派遣事業、職業紹介事業に係る許可・届出(労働局)

<許可基準>○資産が十分か否か○事業所面積が適切か○特定の者のみに対するあっせんとなっていないか 等

- 労働者派遣事業  
21年度末現在 許可・届出事業所数 83,677所
- 職業紹介事業  
21年度末現在 許可・届出事業所数 18,524所

許可・届出事業所一覧等をWebで情報提供(人材サービス情報提供事業)

適切な事業運営がなされているか

違反の未然防止、事業の適正な運用の確保

法の周知啓発(セミナー、説明会の開催)

- 21年度 派遣元事業所向け説明会 20,784所(336回)
- 21年度 派遣労働者等に対する説明会 2,388人(172回)

国が許可権限を背景に指導監督を実施

## 労働者派遣法、職業安定法違反等に対する指導監督(労働局)

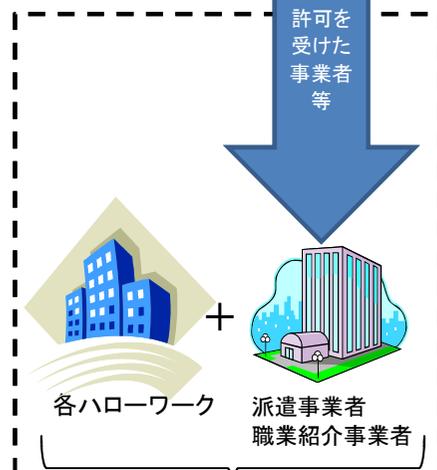
- 労働者派遣事業  
21年度指導監督件数 12,284件
- 職業紹介事業  
21年度指導監督件数 2,323件

違法の是正指導  
+  
雇用機会の確保

失業者を出さないように雇用の安定を図る観点からの指導と併せて、違法の是正を実施

## 悪質な違反事案に係る事業停止命令・許可取消し等行政処分

- 労働者派遣事業  
21年度 改善命令 980件、事業停止命令 958件、許可の取消し 1件



ハローワークとともに、労働者派遣事業者や、職業紹介事業者が労働市場において労働者と企業とのマッチング機能を果たす。

## ここ数年の主な違法事案等について

○ 労働者派遣事業、職業紹介事業については、事業展開が広域化し、都道府県域を超えた対応が必要。

### ○ 偽装請負

労働者派遣法の派遣受入期間の制限を免れる目的で、「請負」と称していながら、実際は、受注先から請負労働者に指揮命令をしていた。  
(指導監督例) 東京本社に対し、改善命令(行政処分)を受けた事業者が大阪に本社を移し、その後も兵庫を始め、各地で偽装請負を行っていたことから、事業停止命令(行政処分)を実施。

### ○ 日雇派遣

あまりにも短期の雇用・就業形態であることから、派遣元・派遣先の双方で必要な雇用管理がなされず、現実として、禁止業務派遣や二重派遣などの違反が多発し、問題となったもの。(改正法案では、日々又は2カ月以内の期間を定めて雇用される者の派遣を原則禁止)  
(指導監督例) 禁止業務への派遣を行っていたことから、東京局、神奈川局、山梨局で是正指導を行った上で、改善命令(行政処分)を実施。しかし、その後改善が見られなかったため、事業停止命令(行政処分)を行った。

### ○ 二重派遣等

派遣労働者を受け入れた派遣先が違法に他の会社へ同一派遣労働者を派遣していた。  
(指導監督例) 東京局、茨城局、福島局、青森局において、一斉に調査に入り、出向契約と称して違法な労働者供給事業(職業安定法第44条違反)を実施していたことから、改善命令(行政処分)を実施。

### ○ 派遣切り

リーマンショック以降の急激な雇用情勢の悪化の中で、(派遣法違反ではないが)派遣先となる工場において、受注が減り生産計画の見込みが立たないため、派遣契約を中途解除したことに伴い、派遣元で雇い止めが多数発生し、社会問題化。  
(指導監督例) 新たな派遣先をあっせんを行うなど雇用の安定を図るよう指導を実施。

### ○ 専門26業務偽装

派遣期間制限逃れのため、26業務派遣と称した違法派遣が増加。  
(指導監督例) 本来、自由化業務である受付等の業務を26業務(5号業務)と称して、繰り返し派遣契約を締結していた違法事案を複数の事業所で指摘。東京、佐賀、神奈川で繰り返し違法事例が見られたことから、改善命令(行政処分)を実施。

### ○ 有料職業紹介の手数料に係る指導監督

(指導監督例) 全国展開する有料職業紹介事業者(配ぜん人紹介)が、求人・求職の申込みがないにもかかわらず、求人者・求職者から手数料を徴収していたことから、栃木局、東京局、京都局、大阪局において一斉に調査を実施。全支店において是正させた。

# 期間制限を免れるために専門26業務と称した 違法派遣への厳正な対応 (専門26業務派遣適正化プラン)

※専門26業務派遣適正化プランは、平成22年2月8日公表

## 1 プランの趣旨

派遣可能期間の制限を免れることを目的として、契約上は専門26業務と称しつつ、実態的には業務の解釈を歪曲したり、拡大したりして、専門性がない専門26業務以外の業務を行っている事案が散見されている。

このため、都道府県労働局において、3月及び4月を集中的な期間と定め指導監督を行うとともに、専門26業務の適正な運用について関係団体に対して要請。

## 2 集中的な指導監督の実施(平成22年3月及び4月)

(1)個別指導監督件数	891件	
うち文書指導件数	227件	
(2)行政処分件数	4件(全て改善命令)	※いずれも4月末現在

## 3 関係団体への要請 (2月8日(プラン公表日)~4月末日)

派遣元事業主の団体、派遣先となりうる経済団体、事業主の団体等に対し、訪問等により実施。

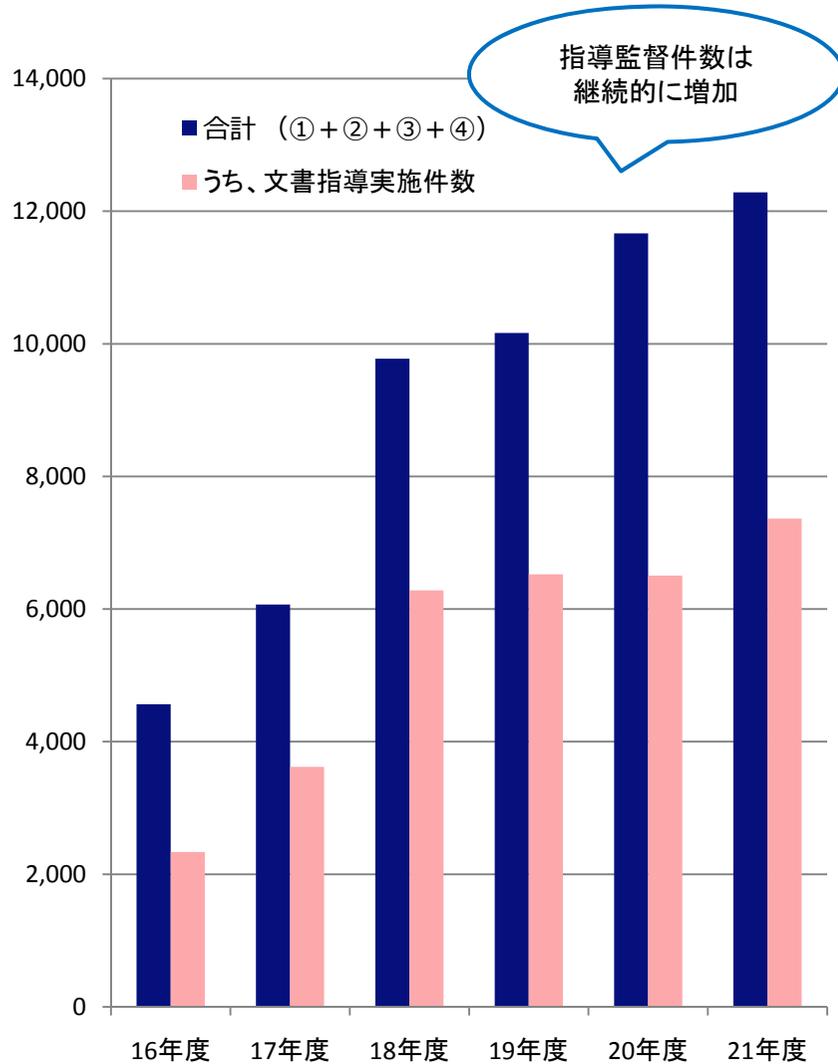
要請実施数	2,234件
うち厚生労働本省実施分	146件

## 4 今後の取組み

専門26業務については、5月以降も引き続き指導監督を実施している。  
本年5月に専門26業務に関する疑義応答集をとりまとめ公表した。(厚労省HPに掲載中)

# 労働者派遣事業に係る指導監督実施件数等について

労働者派遣事業に係る文書指導件数



労働者派遣事業に係る指導監督実施件数  
(派遣元、派遣先、請負事業者、発注者別)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
① 派遣元事業主指導監督件数	2,975	3,679	5,300	5,613	7,125	8,264
うち、文書指導実施件数	1,574	2,226	3,032	3,913	4,076	5,031
② 派遣先指導監督件数	546	850	1,002	1,330	1,955	1,741
うち、文書指導実施件数	124	420	603	778	1,056	1,314
③ 請負事業者指導監督件数	577	879	2,368	2,058	1,667	1,414
うち、文書指導実施件数	391	616	1,843	1,211	904	606
④ 発注者指導監督件数	417	660	1,106	1,162	919	865
うち、文書指導実施件数	248	358	803	622	470	413
合計 (①+②+③+④)	4,563	6,068	9,776	10,163	11,666	12,284
うち、文書指導実施件数	2,337	3,620	6,281	6,524	6,506	7,364

# 労働者派遣事業に係る法違反の是正措置

<派遣元事業主>

<派遣先>

指導監督実施件数(12,284件(平成21年度))

文書指導(7,364件(平成21年度))

## 改善命令

H22年度 6件  
H21年度 25件(955件)  
H20年度 4件  
H16~19年度通算13件

- ・重大な法令違反、繰り返し違反の場合
- ・( )は、事業報告未提出の事業主(所在不明)に対する処分件数(外数)

## 事業停止命令

H22年度 0件  
H21年度 3件(955件)  
H20年度 2件  
H16~19年度通算5件

- ・重大な法令違反、繰り返し違反の場合
- ・改善命令違反のとき
- ・許可の条件に違反したとき
- ・( )は、事業報告未提出の事業主(所在不明)に対する処分件数

## 許可の取消等

H22年度0件  
H21年度1件  
H20年度1件  
H16~19年度通算2件

- ・改善・事業停止命令違反のとき
- ・禁固以上の刑又は労働関係法、入管法等による罰金などの欠格事由に該当したとき

## 勧告

H21年度1件

- ・法令違反(※)に対し、法第48条第1項の助言又は指導をした場合において、なお違反しているとき

※「適用除外業務への受入」、「無許可・無届の事業主からの受入」、「派遣受入期間制限違反」、「雇入れ申込義務違反」に限定。

## 公表

※事例なし

- ・勧告に従わなかったとき

行政処分  
(公表)

## 刑事告発

平成21年度1件  
平成19年度2件

※悪質な法令違反の場合等に検討。なお、派遣先の罰則規定は限定的(派遣先責任者の不選任、派遣先管理台帳の作成、虚偽の報告、立入検査忌避。)である。

## 人材サービス総合サイトの検索例

労働者派遣事業：人材サービス総合サイト - Windows Internet Explorer

http://www.jinzai-sougou.go.jp/srv110.aspx

労働者派遣事業：人材サービス総合サイト

検索

### 事業所一覧

※以下の事業所(「各種情報」を含む)へのリンク先については、本省が管理するものではありません。利用は自己の判断により各サイト管理者へお願いします。  
 ※情報は原則月1回更新されます。  
 ※よろしければ本サイトの利用満足度についての [アンケート](#) にご協力下さい。

検索結果 83 件 81件~83 件表示( 5 ページ目) 平成22年5月1日現在

許可・届出 受理番号/ 受理年月日	事業主名称/ 事業所名称	事業所所在地/ 電話番号	得意とする職種	職業 紹介	各種情報	備考
般33-010023 平成03年08月01日	株式会社パソンス 株式会社パソンス 東京支社	東京都多摩市落合1-32-1 042-356-1241	教材・情報誌等の 編集 PC操作を伴う事務 テレマーケティング	有	<input type="checkbox"/> 教育訓練・その他	
般33-010023 平成03年08月01日	株式会社パソンス 株式会社パソンス 東京支社 神保町オフィス	東京都千代田区神田神保町1-103 東京 パークタワー2階 03-5259-5230	教材・情報誌等の 編集 PC操作を伴う事務 テレマーケティング	有	<input type="checkbox"/> 教育訓練・その他	
般40-040003 平成06年07月01日	株式会社安川ビジネススタッフ 株式会社安川ビジネススタッフ 東 京支社	東京都中央区日本橋本石町3-3-8 日本 橋桜和ビル4F 03-3241-6570	ソフトウェア開発 設計 事務用機器操作	有		

1 2 3 4 5

http://www.jinzai-sougou.go.jp/SRV310.aspx

インターネット | 保護モード: 有効 100%

受信トレイ - Micro... 22年度 厚生労働省：雇用... 労働者派遣事業：...

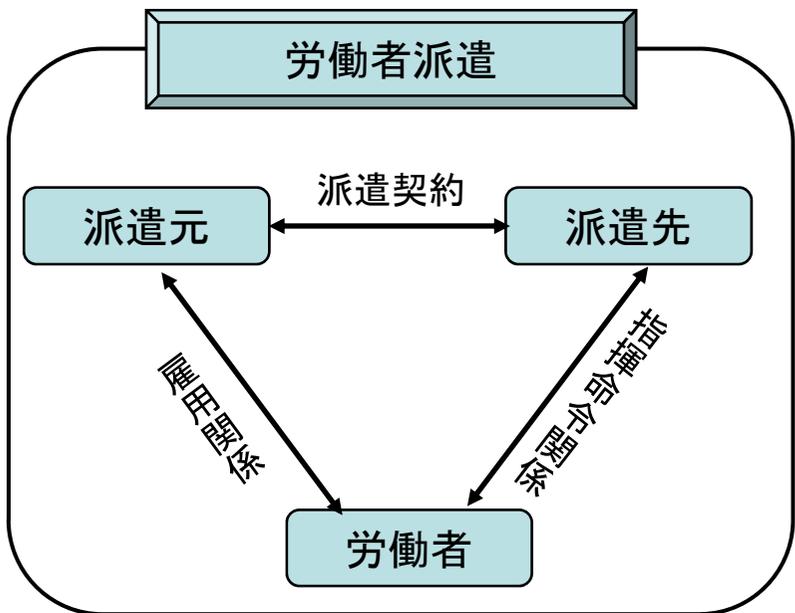
18:24

# ○ 労働者派遣事業及び職業紹介事業について

参考

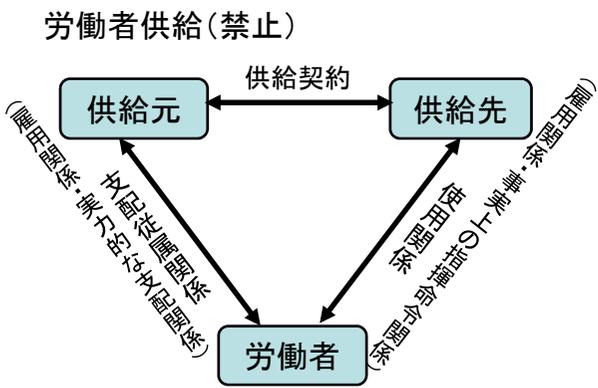
労働者派遣：自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させること。（労働者派遣法第2条第1項）

職業紹介：求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者の間の雇用関係の成立をあっせんすること。（職業安定法第4条第1項）

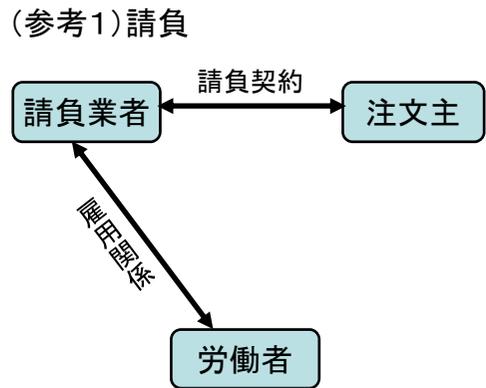


派遣労働者の雇用形態で以下の2つに区分されている。  
 一般労働者派遣事業・・・常時雇用のみでない(許可制)  
 特定労働者派遣事業・・・常時雇用のみ(届出制)

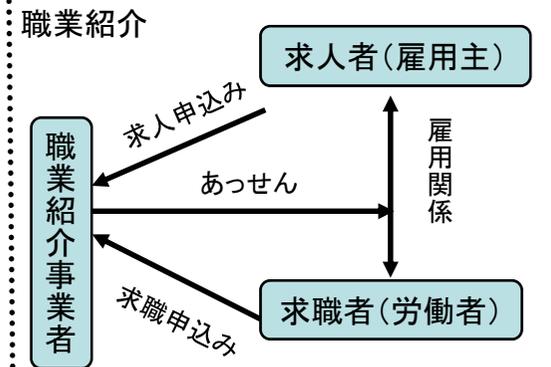
- ※ 労働者供給については、職業安定法の規定により業として行うことが禁止されている。
- ※ 労働者派遣は、従来の労働者供給の一形態に当たるものであるが、労働者派遣法により、一定のルールのもとに適法に事業として行えることとなったもの。



※労働者派遣に該当するものは、労働者供給に含まれない。

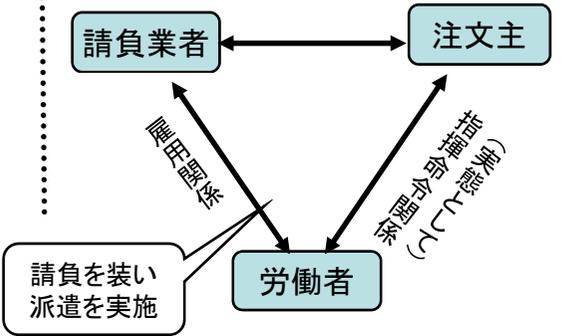


(参考1) 請負



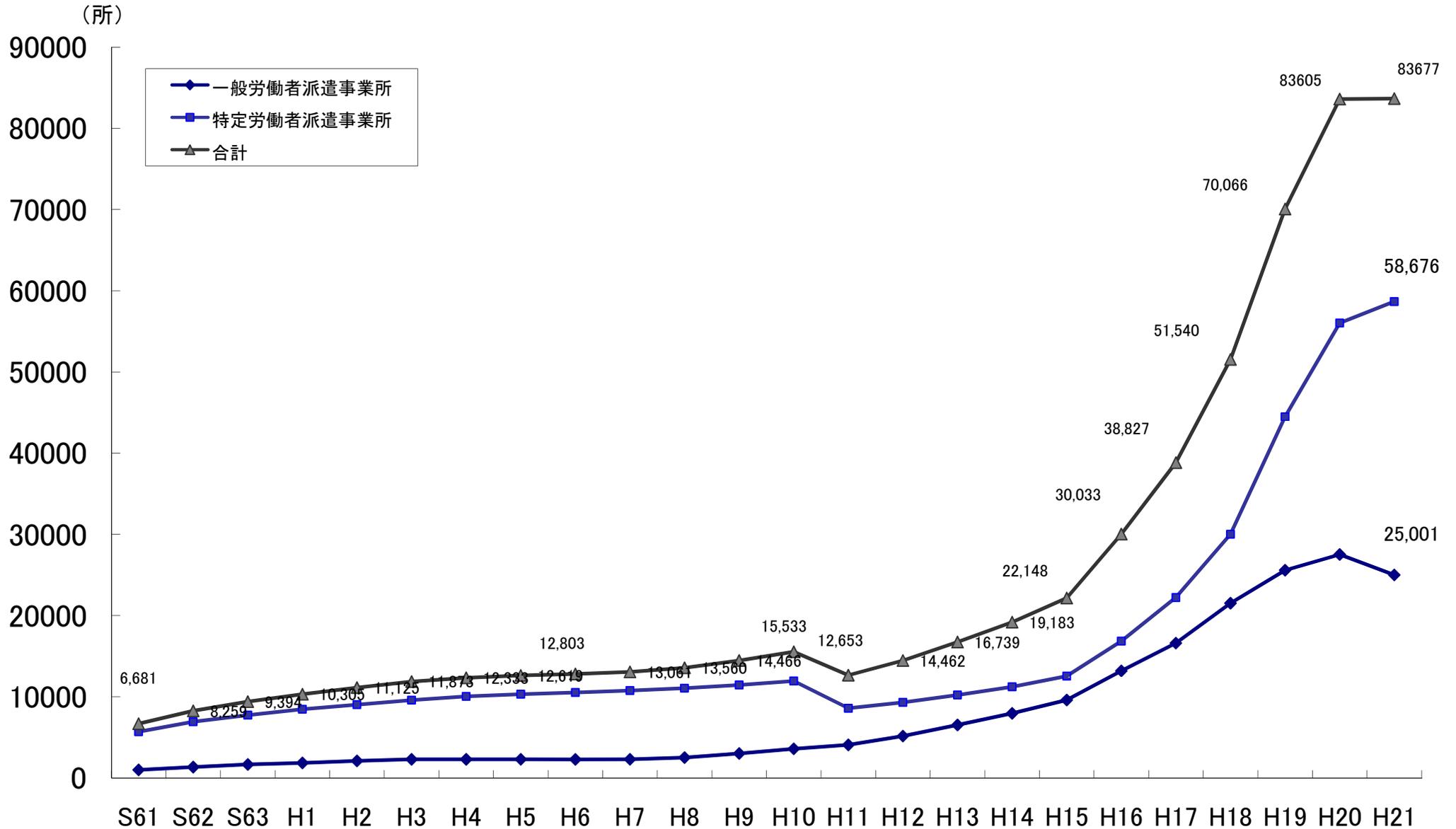
有料職業紹介・・・許可制  
 無料職業紹介・・・許可制(学校、自治体等は届出制)

(参考3) 偽装請負(法的には労働者派遣に該当)  
 (形式上は)請負契約



# ○ 派遣元事業所数の推移

参考

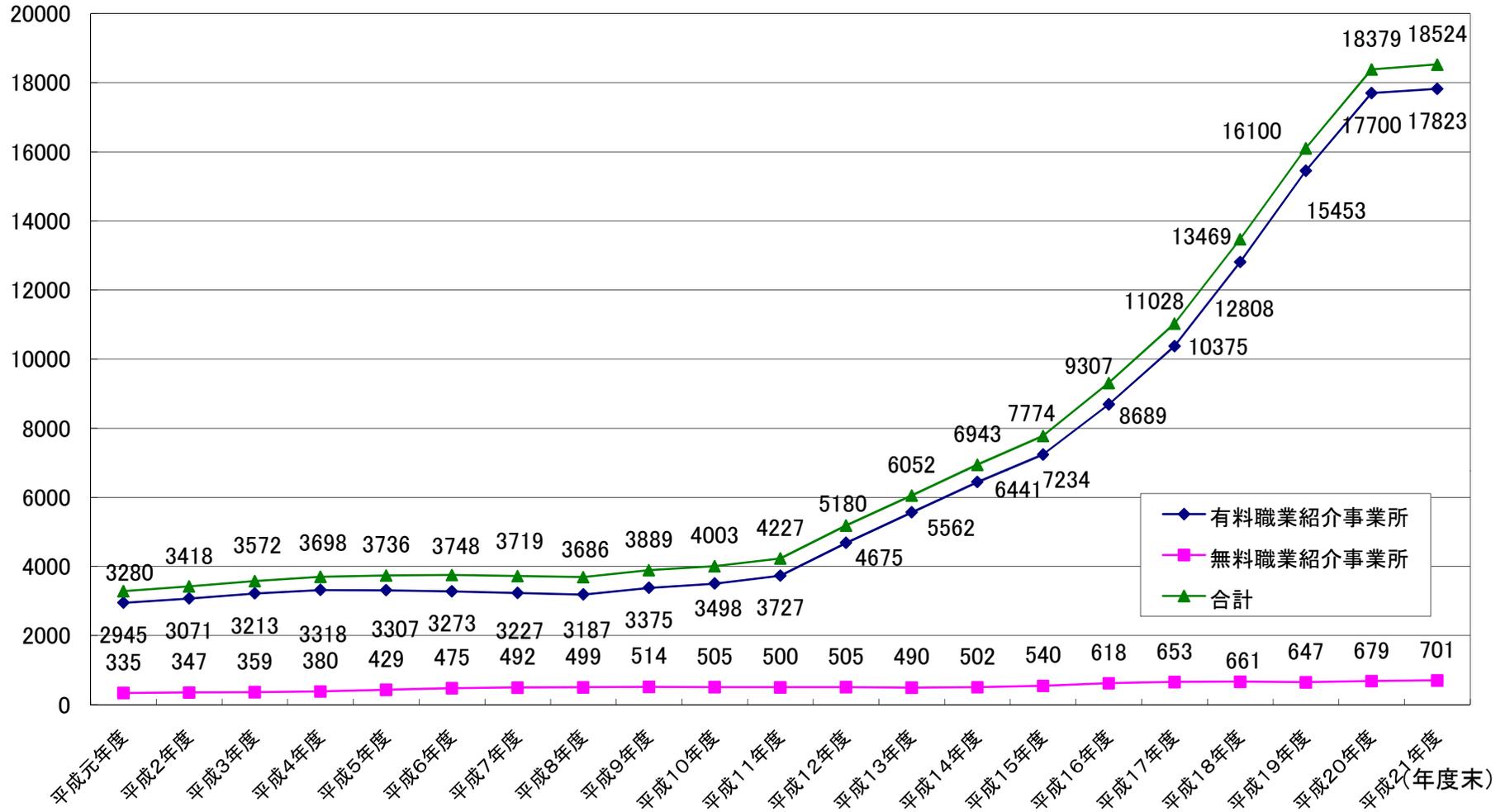


※ 平成10年度までは新規許可・届出受理事業所の累計(延べ数)  
平成11年度からは廃止及び不更新事業所を除いた実数

# 民営職業紹介事業所数の推移

参考

(件)



資料出所 厚生労働省調べ

## 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案について

常時雇用される労働者以外の労働者派遣や製造業務への労働者派遣を原則として禁止するとともに、派遣労働者の保護及び雇用の安定のための措置の充実を図る等、労働者派遣事業に係る制度の抜本的見直しを行う。

### 事業規制の強化

← いわゆる「派遣切り」の多発や、雇用の安定性に欠ける派遣形態の横行

- ・ 登録型派遣の原則禁止（専門26業務等は例外）
- ・ 製造業務派遣の原則禁止（常時雇用（1年を超える雇用）の労働者派遣は例外）
- ・ 日雇派遣（日々又は2か月以内の期間を定めて雇用する労働者派遣）の原則禁止
- ・ グループ企業内派遣の8割規制、離職した労働者を離職後1年以内に派遣労働者として受け入れることを禁止

### 派遣労働者の無期雇用化や待遇の改善

← 派遣労働者の不透明な待遇決定、低い待遇の固定化

- ・ 派遣元事業主に、一定の有期雇用の派遣労働者につき、無期雇用への転換推進措置を努力義務化
- ・ 派遣労働者の賃金等の決定にあたり、同種の業務に従事する派遣先の労働者との均衡を考慮
- ・ 派遣料金と派遣労働者の賃金の差額の派遣料金に占める割合（いわゆるマージン率）などの情報公開を義務化
- ・ 雇入れ等の際に、派遣労働者に対して、一人当たりの派遣料金の額を明示

### 違法派遣に対する迅速・的確な対処

← 偽装請負などの違法派遣の増加、行政処分を受ける企業の増加

- ・ 違法派遣の場合、派遣先が違法であることを知りながら派遣労働者を受け入れている場合には、派遣先が派遣労働者に対して労働契約を申し込んだものとみなす
- ・ 処分逃れを防止するため労働者派遣事業の許可等の欠格事由を整備

※ そのほか、法律の名称に「派遣労働者の保護」を明記し、「派遣労働者の保護・雇用の安定」を目的規定に明記  
施行期日：公布の日から6か月以内の政令で定める日（登録型派遣の原則禁止及び製造業務派遣の原則禁止については、改正法の公布の日から3年以内の政令で定める日（政令で定める業務については、施行からさらに2年以内の政令で定める日まで猶予））